

## 確認検査業務約款

### (契約の締結)

- 第1条 申請者（契約書である申請書第1面に記名押印した申請者。以下「甲」という。）及び株式会社東日本住宅評価センター（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び第3項にいう引受通知又は検査引受証を含む。以下同じ。）及び株式会社東日本住宅評価センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を締結する。
- 2 甲が乙に申請書を提出した場合は、甲がこの約款、業務規程及び株式会社東日本住宅評価センター確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）を遵守することを承諾したものとみなす。別に定める株式会社東日本住宅評価センター事前審査業務規程（以下「事前審査業務規程」という。）及び同事前審査業務約款に基づく事前審査を行った場合も同様とする。
- 3 乙は、業務規程に基づき甲に、確認申請又は仮使用認定申請を引受けた場合には引受通知を電磁的記録により送付し、中間検査又は完了検査申請を引受けた場合には検査引受証を交付する。これらの送付又は交付日に、本約款に基づき契約が成立したものとする。

### (契約の終了)

- 第2条 第9条及び第10条の場合を除き、この契約は以下の各号の業務に示す日に終了する。
- 一 確認（計画変更確認を含む。） 「確認済証」交付日、「適合しない旨の通知書」交付日又は「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」（期限の記載のないものに限る。）交付日
  - 二 中間検査 「中間検査合格証」交付日又は「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」交付日
  - 三 完了検査 「検査済証」交付日又は「検査済証を交付できない旨の通知書」（期限の記載のないものに限る。）交付日
  - 四 仮使用認定 「仮使用認定通知書」交付日又は「基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書」交付日
- 2 前項の規定にかかわらず、確認（計画変更確認を含む。）、中間検査又は仮使用認定それぞれの契約について第1条第3項により契約が成立した日から3か月又は完了検査の契約について第1条第3項により契約が成立した日から6か月が経過しても、当該期間中に前項の規定の終了を迎えていない場合、この契約は終了する。この場合、取下げがあったものとして扱う。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲が乙に建築確認申請書を提出した場合は、乙は申請書に基づき構造

設計一級建築士の関与が必要か相当の注意をもってこれを確かめた上で引受けるが、構造設計一級建築士の関与していない申請が審査の過程で構造設計一級建築士の関与を要するものであることが判明した場合、この契約は終了する。この場合、当該日付で取下げがあったものとして扱う。

- 4 前3項の規定にかかわらず、電子事前審査（事前審査業務規程第2条（4）に規定するものをいう。以下同じ。）申込を行った場合で書面等（紙による申請図書等をいう。以下同じ。）による申請を選択した場合、引受通知送付後1か月が経過しても、当該期間中に確認申請書（書面等）の提出のない場合、この契約は終了する。この場合、当該日付で取下げがあったものとして扱う。
- 5 前3項の規定において、取下げがあったものとして扱う場合は、第9条第3項の契約解除があったものとする。

#### （電子事前審査後の確認申請の種類）

第2条の2 電子事前審査後の確認申請は、甲が次の各号に掲げるもののいずれかを選択するものとする。

- 一 書面等申請 乙は引受後、甲から提出された書面等の押印済み申請書等を審査（消防同意等）の上、確認済証及び副本を書面等で交付するものをいう。申請書等は書面等、甲及び設計者押印は書面等押印となる。
- 二 電子申請 乙は引受後、電磁的記録の申請書等を審査（消防同意等）し、乙から署名依頼があれば、甲及び設計者は電磁的記録に電子署名を付与した後、乙が、確認済証を書面で交付し、かつ副本を電磁的記録で交付するものをいう。申請書等は電磁的記録、甲及び設計者押印は電子署名となる。
- 三 電子／書面申請 乙は引受後、電磁的記録の申請書等を審査（消防同意等）し、乙から押印依頼があれば、甲及び設計者は乙が印刷した書面等に乙の事務所内で書面等押印した後、乙が、確認済証及び副本を書面等で交付するものをいう。申請書等は書面等、甲及び設計者押印は書面等押印（電子署名は不要）となる。

#### （責務）

第3条 乙は、第2条第2項から第4項までの場合を除き、善良なる管理者の注意義務を持って、引受通知又は検査引受証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

- 2 乙は、契約期間中に、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 甲は、手数料規程に基づき算定され、引受通知又は検査引受証に明示する額の手数料を第6条に規定する日まで支払わなければならない。ただし、審査・検査の過程で再検査その他の追加手数料が生じた場合（申請書等の記載不備に起因する場合を含む。）は追加手数料額を支払うものとする。
- 4 甲は、建築物の確認申請にあつては、乙の認める様式の事前調査表を申請書に添付する。ただし、事前審査を行った場合は、この限りではない。
- 5 甲は、乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画又は建築物

- 等（工事中のものを含む。）に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が検査業務又は仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない。
  - 7 甲は、申請に係る計画に関し乙がなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加説明書の提出その他の必要な措置をとらなければならない。
  - 8 甲は、法令に定められた申請の形式上の要件に適合した申請を行わねばならない。

（業務期日）

第4条 乙の各業務の期日は、次の各号に定める期日とする。

- 一 確認審査業務 確認済証、適合しない旨の通知書又は適合するかどうかを決定できない旨の通知書（期限の記載のないものに限る。）交付日までとする。
- 二 中間検査業務 中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書交付日までとする。
- 三 完了検査業務 検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書（期限の記載のないものに限る。）交付日までとする。
- 四 仮使用認定業務 仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書交付日までとする。

（手数料の支払い方法等）

第5条 甲は、第4条第一号から第四号までの業務等の手数料を、手数料規程により乙に支払う。

（納入期日等）

- 第6条 甲は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請手数料を、銀行振込（控えの写しを提出）により納入する。
- 2 甲は、乙が認めた場合に限り、前項の規定に代えて、乙の発行する請求書に基づき、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請手数料を納入することができる。
  - 3 第1項の場合、納入期日は次の各号に示す日とする。
    - 一 確認 引受通知日の2営業日後又は確認済証、適合しない旨の通知書若しくは適合するかどうかを決定できない旨の通知書（期限の記載のないものに限る。）交付日のうち、いずれか早い日までとする。
    - 二 中間検査及び完了検査 検査引受証交付日までとする。ただし、追加説明書の提出があり手数料が発生した場合等は、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書交付日までとする。
    - 三 仮使用認定 引受通知日までとする。

（電子申請に係る事項）

第6条の2 業務規程第54条第1項第1号に基づき、乙は、確認（乙に電子申請を行った確認の計

画変更確認を含む。)の申請(電子事前審査の対象外となるものを除く。)について電子申請を実施する。甲は、電子申請の方法で確認申請を行う場合は、申請に先立ち電子事前審査を申込みものとする。

- 2 電子申請を実施する場合においては、乙は、確認済証、適合するかどうかを決定できない旨の通知書(期限の記載のないものに限る。)又は適合しない旨の通知書の交付時における副本(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。)第1条の3第1項第1号の副本をいう。以下同じ。)について、乙の指定する電子情報処理組織にて交付を行う。ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、次条の定め範囲で別途定めることができる。
- 3 確認済証交付時に併せて交付される副本で、センターが電子署名を付して交付する電磁的記録(甲が、乙の指定する場所から、確認済証交付後72時間以降1か月以内にダウンロードするものに限る。)について、電子署名の有効性が確認できる期間は電子署名を付与してから10年であるが、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については、この契約の範囲外とする。
- 4 乙は、業務規程第13条に規定する確認検査の業務を行う時間(以下、「業務時間」という。)内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ確認検査の業務を開始するものとする。
- 5 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第14条に規定する事務所とする。
- 6 乙は、甲と協議の上、乙の都合で、引受けた支店等とは別の支店等で確認審査を行うことができる。

#### (磁気ディスクに係る事項)

第6条の3 乙は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。)に収められた電磁的記録は扱わない。ただし、個人情報の記載されていないもので、書面等申請において副本にのみ添付されるもの(大臣認定書別添など)は、この限りではない。

#### (軽微な変更)

第6条の4 甲は、確認済証の交付後に申請内容の変更を生じた場合で、変更が施行規則第3条の2に規定する軽微な変更の場合、軽微変更報告書(附属文書様式C-04)及びその変更に係る図書を乙に次の方法で提出することができる。

一 第2条の2第二号の電子申請又は同条第三号の電子/書面申請を行った場合は、電磁的記録(電子署名不要、軽微変更報告書申請者又は代理者は印影付)にて

二 前号以外の場合は、書面等にて2部

2 前項の図書の提出があった後に中間検査又は完了検査の申請があった場合は、当該図書を当該申請に係る申請書の一部(施行規則第4条第1項第四号又は施行規則第4条の8第1項第三号にいう書類)とする。

#### (事前相談)

第6条の5 業務規程第61条の規定(事前相談)は一般則であり、第6条の4の規定(軽微変更

報告書)及び事前審査業務規程の規定(事前審査)はその特則であり、後段の規定は前段の規定に優先するものとする。

2 乙は、前項の後段の規定を除いた事前相談において、図書等を預かり管理することはしない。

(確認審査中の計画変更)

第7条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により申請に係る計画を変更する場合は、当初の申請を取下げ、改めて乙に申請をする。

2 前項の申請の取下げがなされた場合は、第9条第3項の契約解除があったものとする。

(完了検査申請後の仮使用認定申請)

第7条の2 完了検査申請引受後仮使用認定申請があった場合は、甲は当該完了検査申請を遅滞なく取下げるとする。乙は、当該完了検査申請取下げ届受付け後、当該仮使用認定申請を引受けるものとする。

2 前項の申請の取下げがなされた場合は、第9条第3項の契約解除があったものとする。

(確認済証等の再交付)

第7条の3 乙は、交付した確認済証、中間検査合格証、仮使用認定通知書又は検査済証の再交付は行わない。

(乙の免責)

第8条 次の各号の一にあたる時、乙は責任を負わない。

- 一 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて確認、検査及び仮使用認定が行われたとき。
- 二 乙による故意又は重大な過失がない場合。

(甲の解除権)

第9条 第2条により契約が終了するまでの甲の解除権については、次の各項の規定による。

2 甲は次の各号の一にあたる時は、乙に文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

- 一 乙が、正当な理由なく第4条に掲げる業務を完了の見込みがないとき
- 二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき

3 前項に規定する場合のほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、乙に書面をもって申請を取下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。

4 第2項の契約解除の場合、甲は手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

5 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。

- 6 第3項の契約解除の場合、乙は手数料を甲に返還しない。
- 7 第3項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第10条 第2条により契約が終了するまでの乙の解除権については、次の各項の規定による。

- 2 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
  - 一 甲が、正当な理由なく第6条に規定された納入期日までに納入しない場合
  - 二 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正がされないとき
- 3 前項の契約解除の場合、乙は甲に手数料を返還しない。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(特定行政庁への報告)

第11条 確認業務の契約後（契約が見込まれる場合を含む。）、乙は、その計画の概要について建築計画概要送付書（附属文書様式C-01）により特定行政庁へ報告することができる。

- 2 乙は、業務規程第23条第1項又は第3項の規定による届があった旨を特定行政庁へ報告することができる。
- 3 乙は、業務規程第24条の2の規定による書類の提出があった旨を特定行政庁へ報告することができる。
- 4 乙は、業務規程第30条第1項の規定による届があった旨を特定行政庁へ報告することができる。
- 5 乙は、業務規程第35条の2第1項の規定による完了検査追加説明書を求めた旨を特定行政庁へ報告することができる。
- 6 乙は、業務規程第36条第1項の規定による届があった旨を特定行政庁へ報告することができる。
- 7 乙は、第3条第7項の規定による図書の提出があった旨を特定行政庁へ報告することができる。
- 8 乙は、第6条の4第1項の規定による書類の提出があった旨を特定行政庁へ報告することができる。
- 9 前各項の報告によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(記載内容変更訂正届)

第12条 甲は、乙から確認等を受けた建築物等で、第6条の4に規定するもの及び業務規程第24条から第24条の2に規定するものを除き申請書記載内容の変更・訂正を生じた場合、その対象となる図書・書類の写しを添えて、記載内容変更訂正届（附属文書様式C-02）を乙に2部提出することができる。

- 2 甲は、乙から確認等を受けた建築物等で、その工事完了前に工事監理者又は工事施工者を変更する場合は、前項に定める様式に代えて、建築場所を管轄する特定行政庁の定める様式で乙に届け出る

ことができる。

3 乙は、前2項の届があった旨を、特定行政庁へ報告することができる。

#### (秘密の保持)

第13条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た個人情報等を漏らし、又は盗用してはならない。

#### (個人情報等の取扱い)

第14条 前条にかかわらず、乙は、本申請に係る建築主、設置者又は築造主から他の業務の申請を受けた場合、並びに、当該建築主が建築主である住宅について、住宅性能評価業務の申請を受けた場合、フラット35等適合証明業務（独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準に適合することを証明する業務をいう。）の申請を受けた場合、長期優良住宅の技術的審査の申請を受けた場合又は住宅瑕疵担保責任保険の検査の委託を受けた場合、この契約に基づき甲から提出された個人情報等を当該業務のために利用することができる。

2 乙の受付けた業務の進捗状況等については、乙は、申請に係る建築物等の工事の関係者（甲の代理人、設計者、工事監理者若しくは工事施工者及びそれらの者の属する法人若しくはそのグループ企業に属する者に限る。）に通知することができる。

#### (別途協議)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義の生じた事項については、甲乙とも信義誠実の原則により協議の上定めるものとする。

#### 附則

1 確認が法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物等に係るものである場合であって、法第6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けたときは、乙は当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる。

#### (適用期日)

- 1 この確認検査業務約款は、平成12年(2000年)10月20日から適用する。
- 2 改定 平成17年(2005年)10月1日
- 3 改定 平成19年(2007年)1月15日
- 4 改定 平成20年(2008年)5月1日
- 5 改定 平成21年(2009年)4月1日
- 6 改定 平成21年(2009年)5月27日
- 7 改定 平成22年(2010年)10月12日

- 8 改定 平成 24 年(2012 年)12 月 1日
- 9 改定 平成 25 年(2013 年) 5月 1日
- 10 改定 平成 25 年(2013 年)10 月 15 日
- 11 改定 平成 26 年(2014 年)11 月 1日
- 12 改定 平成 27 年(2015 年) 4月 1日
- 13 改定 平成 27 年(2015 年) 6月 1日
- 14 改定 平成 27 年(2015 年) 9月 10 日
- 15 改定 平成 28 年(2016 年) 1月 1日
- 16 改定 平成 28 年(2016 年) 3月 1日
- 17 改定 平成 28 年(2016 年) 5月 1日
- 18 改定 平成 28 年(2016 年) 6月 20 日
- 19 改定 平成 28 年(2016 年) 8月 1日
- 20 改定 平成 29 年(2017 年) 1月 1日
- 21 改定 平成 29 年(2017 年) 2月 1日
- 22 改定 平成 29 年(2017 年) 4月 1日

## 附属文書

この約款の各条文で定める様式は、以下の表に掲げるものとする。

関係条文	様式の名称	様式番号
第 1 条第 3 項	引受通知	様式 C-03
第 6 条の 4	軽微変更報告書	様式 C-04
第 11 条第 1 項	建築計画概要送付書	様式 C-01
第 12 条第 1 項	記載内容変更訂正届	様式 C-02